

第486回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和5年3月9日)

第486回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和5年3月9日(木) 12時58分～14時51分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和5年2月22日(水)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(13人) 北田國一, 川岡勝義, 濱松照行, 箱崎照男, 樋口元武, 下前清弘,
林 建志, 山田正通, 海野徹也, 川下 求, 野田秀明, 高田幸典,
松下博紀

県(6人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	杉岡 光
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長, 中林主査, 木村主査

4 傍聴人(利害関係者等)

1名

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第47号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量について

第48号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について

(2) 協議事項

第49号議案 海区漁場計画素案に係る意見募集の結果及びその取扱いについて

(3) 報告事項

・令和5年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について

6 議事の経過

12時58分、事務局の福地次長から第486回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し13名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に海野委員と川下委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第47号議案 くろまぐろの知事管理の漁獲可能量について】

議長 第47号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第47号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

杉岡主査 (資料1により、くろまぐろの知事管理漁獲可能量について説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

議長 なければ採決に移ります。第47号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしと認め、第47号議案は原案のとおり承認します。

【第48号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議長 次に、第48号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第48号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

小川主査 (資料2-1及び2-2により、漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について説明した。また、採決後に許可に関する要望書について説明する旨を発言した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

松下委員 廃業によって許可数が減っているとのことでしたが、この中で今までやられていない方が許可を申請していくという見通しは、実質的にないということですか。新規参入ということですが。

小川主査 資料2-1の、漁業種類ごとにある許認可すべき船舶等の数というのが、これから新規で許可を受ける人の数です。ただ、新規の希望数に対して、やめていった人の数が多い場合、申請される予定のない数は定数から減じて設定しています。

松下委員 お聞きしたいのは、全く漁業をされていない方で、新規に許可を受けてやる方は何パーセントかはいらっしゃるのでしょうか。

小川主査 今まで漁業をされていない、新しく漁協に入ってという方もいらっしゃいますが、パーセンテージまでは把握していません。

松下委員 増えているのはまきえ釣しかありませんよね。まきえ釣の数の差が、実質的な新規の数字のようにも見えるのですが、他の漁業については定数が一般的に減っているということですよ、だから入れ替えというものがあるのかなと思ったのですが。入れ替えというのは、全く別人が替わって申請するということです。相続や承継ではなく、新しく参入して。

小川主査 それはあります。各漁業種類の営む者の資格に適合する人であれば、全く新しい方が申請することはできます。

松下委員 では、ある程度の新陳代謝はされているのですね。

小川主査 許可の流動性に問題はあるかもしれませんが、ある程度は。

山田委員 議案の趣旨とは違うかもしれませんが、申請期間を公示して定めて、申請があったものについて、いつ頃の許可になるのでしょうか。それと有効期間は。

小川主査 今回は3月22日から3月31日までに申請をいただいて、許可証を出すのは4月に入ってからとなります。有効期間なのですが、令和5年度は許可の一斉切替を予定しておりますので、有効期間は令和5年8月31日までとなります。

議長 他にありませんか。

濱松委員 この委員会で前から言っていますが、さわら流し刺し網の期間の問題で、前倒ししてほしいという要望は、今日の会議では話題にならない話でしょうか。

小川主査 今日の諮問内容には含まれていませんが、資料に記載のない漁業種類についても、漁業の許認可方針の改正に向けて反映できるものがあれば今後検討していきます。

濱松委員 それならついでに言うておくと、さわら流し刺し網許可は、県内で三原市と阿賀と、一部走島も持っている。同じ県内で数は少ないのに、操業期間にずれがある。春を漁期として発行している許可なのに、三原と阿賀の許可では日にちが違う。できれば同じ県内なので統一してほしい。強いて言えば、現状の（4月）20日からを10日前後に前倒ししてほしいというのが三原市漁協としての要望です。

小川主査 各漁協から許可に対する様々な要望をお聴きしています。さわらという魚種は、広島県だけでなく、瀬戸内海広域で禁漁期等を決めていることもあり、各県と足並みを揃えなければ難しいところもあるのですが、意見を聴いて調整を図っていきたく思っております。

濱松委員 今、小川主査が言われたように、そういう漁業者同士で話をする場があっても、今はそれは控えておくと、県はそういう言い方を我々委員にするのです。すると公の場で認めてもらおうと思っても、認めてもらえない。委員会でまた言えば、今言ったよ

うなセリフで逃げる。もう少しは漁師の親身になって考えてくれないと、後継者も増えてこないと思う。そういうことも踏まえて、前向きに考えてくれなければいけません。以上です。

議長 他にありますか。どうぞ。

松下委員 先ほどのお話の続きなんですが、要望書で期間を延ばしてくれというような話がかかれていますけれど、その期間を延ばす、延ばさないというのは委員会で決められることではないのかもしれませんが、提案をする権限というのは委員会にはないのですか。

福地次長 委員会から県へ提案をする建議という機能はあります。県の通常の業務の進め方として、漁業の許可は3年に一度の一斉切替に合わせて、リズムを持った方針改正の動きをしており、改正すべき時期に先立って県のほうから協議をするかたちができているので、委員会のほうから許可について自発的に建議を出したということは、おそらくあまりないのではないかと思います。

議長 他にはありませんか。なければ採決に移ります。第48号議案「漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第48号議案は原案のとおり承認します。

小川主査 ここで、海区委員会宛てに届いている許可に関する要望書についてお伝えいたします（要望書2件について内容を説明した。【これらを含む漁業の許認可方針の改正要望について検討していくと発言】）

川岡委員 網目を少し大きくしてもらおうということは、可能なのでしょうか。

小川主査 現在、許可の条件の中に「いわし以外を目的としてはならない」という条件は付されているのですが、混獲を全くさせない、又は獲ったものを逃がすなどの技術的な対策がない状況です。混獲の実態については、長期的な課題として取り組む必要があると考えています。技術的に、混獲を全く無くす方法はないというのが実情です。

川岡委員 混獲が少なくなるように、網の目を少し大きくさせるということはできないのでしょうか。

小川主査 袋網のでしょうか。

川岡委員 袋網はいいのですが、その途中（の身網や袖網）を。

木村課長 技術的には可能かどうかわかりませんが、チリメンを獲る目的で網は構成されていますので、袖網のところを多少拡大しても、最終的に袋網から漏れないようにできていますので。専門の業者の方に聞いてみることはできますが、技術的には少し難しいのではないかと思います。

議長 他にありませんか。

箱崎委員 （ごち網は）色分けしているところを、周年操業にしてほしいということですか。

小川主査 青色のところですが、赤ではなく。黄色のところは既に周年操業です。

箱崎委員 これは連名で要望書が出ている。

山田委員 要望書について、今審議してもいいんですか。

小川主査 年末に海区宛てに届いていることをお伝えしただけです。紛らわしくて失礼いたしました。

箱崎委員 関係している漁協の漁業者は皆、賛同してくれているのですか。

小川委員 要望書2件のうちごち網のほうは、要望している呉芸南が、青色の海域を含む広島地域の水産振興協議会の賛同を得ているので、ある程度の合意形成はできていると思われまます。いわし網のほうは、いわし網の操業者がいない漁協からの要望ですので、いわし網協議会とも協議して対策を検討したいと思います。

濱松委員 甲島のほうは、時期的にさわら流し刺し網の県外入漁も関係する。ごち網の操業時間帯が、流し刺し網の操業と重なる場合は、流し刺し網業者は気に入らないのではないのでしょうか。

小川主査 呉芸南、広島地域ともに、さわら流し刺し網の許可がある組合もあります。ごち網は日の出から日没までの操業ですので、薄暗い時間帯は重なることもあるかもしれませんが、操業時間が重複して漁場紛争になることはないのではないかと考えております。

濱松委員 県内はそれで良いが、県外でも河原津とか今治は許可を持っているので、そういうところが理解してくれれば。

小川主査 県外入漁が入ってくるところは、事前の調整が必要になってくるかと思えます。

濱松委員 そういうトラブルのないような操業をしてもらわないといけない。

議長 それでは、この件はこれで。

【第49号議案 海区漁場計画素案に係る意見募集の結果及びその取扱いについて】

議長 協議事項に移ります。第49号議案「海区漁場計画素案に係る意見募集の結果及びその取扱いについて」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第49号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

木村主査 （資料3-1、3-2及び3-3により、海区漁場計画素案に係る意見募集の結果及びその取扱いについて説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 今回特に、第1種共同漁業権の中で、あわび漁業について計画要望がたくさん出されていることが資料3-2からわかりますが、今回要望を出された漁協は、あわび漁業が従前からずっとあったのでしょうか、それとも、今回新規にあわび漁業を行うという話なののでしょうか。

木村主査 両方のケースがあります。漁業権が複数ある中で、一部の漁場であわび漁業が抜けていたものを今回追加したいという漁協もありますし、これまでまるきりあわびは入っていなかったけど今回入れたいという漁協もあります。いずれにしても、漁獲がなかったわけではなくて、漁業権を設定するほどの量がなかったり、自由漁業で獲れていたのでも、漁協の考え方によってこれまで免許の要望はしてこなかったところ、今回要望されたものです。お答えとしては、両方のケースがあるということです。

福地次長 ちょっと修正いたします。両方ではなく、今回あわびを新しく加えるところは、いずれもこれまで、漁業法改正によりあわびが特定水産動物に指定される以前から、漁獲の実態があったことを確認して計画しております。先ほども説明がありましたとおり、法改正以前は漁業権がなくても自由漁業として素潜りなどであわびを獲ることができていたのですが、特定水産動物に指定されてからはそういうことができなくなりましたので、漁業と言えほどの漁獲はなかったが全く獲れなくなるのは困るということで、漁獲実績を出してもらって確認したうえで計画しております。よって、従前からあったところのみです。

山田委員 西部水産第二課管内が14件、東部水産課管内が11件と、単純に数えれば25件増加になっていますが、その増加に見合うだけの、ある程度の漁業はされていたということですね。第1種共同漁業権の対象魚種のあわびですから、当然のこと資源の管理をどうするかという話も漁業法の整理の中でやっていかななくてはならない。あわび漁業の許可は確か30数件出ているので、漁業許可を得て操業される方、あるいは漁業権の行使規則に基づいて操業する方がいる中で、今後の資源管理の考え方や資源維持の方策というものを漁場計画要望を出した漁協は持っているのでしょうか。ある意味、漁獲圧は格段に上がるので、そのあたりの整理はされているのでしょうか。

福地参事 今回の段階で、例えば行使規則の中で禁止期間を設けるといった意向は、各漁協からは聞いておりません。許可が30数件あり、漁業権も今回追加をするのですが、制度上、許可を受けている方には漁獲実績報告が義務付けられておりますし、漁業権のほうも漁獲状況を報告していただくことになっております。それらで状況を把握しながら検討ということになるかと思えます。また、確かに許可や免許のかたちで採捕ができることが顕在化したので、漁獲圧力が上がるということがあるのかもしれない。ただ、基本的には今まで可能だったことが今までどおりできるようにしたところとされているので、今後どのように操業の実態、活動が変わってくるのかについて注意を払って見ていきたいと思っております。そのうえで必要があれば、最終的には漁業調整規則ということになるかもしれませんが、禁止期間を設けるといったことも考えられるかと思っております。

山田委員 去年か一昨年か、特定水産動物にあわびが指定されたことであわびの許可ができることになった。その時に北田会長と私が、産卵期間を禁漁にすべきという話をしましたが、当時、全国にあわび漁業を漁業調整規則の中で禁漁期間として規制していなかったのは、少数の県だけという説明がありました。この漁業許可が30数件出され、それに対応するようなかたちで漁業権の計画要望が出てくるのは見えていた話なので、そのときに資源管理の趣旨で産卵期の休漁を、例えば調整規則に入れるということを考えても良かった。2年くらい前ですよ、許可が出たのは。その時点では当然同意は必要なかった。だけど、今回改めて漁場計画要望を出す組合から同意を出すから継続して獲ってもいいんですよというたてりは、漁業制度からしたらおかしいのではないですか。個別に、個人が組合に同意を出してくださいと言って、組合のほうじゃあ出しましょうというのなら話はわかりますが、本来は同意はいらないのではないのでしょうか。許可を受けた方と、今回の同意を出しましょうという話は、レベルの違う話ではないのでしょうか。それをどうお考えですか。それでいいんですか、漁業制度の中で。

福地参事 今回意見をいただいた方、個人について同意をしていただけるということで話を通しておりますので、許可を受けている人全員に同意をさせるということではありません。それと、以前になまこの関係で佐伯沿岸で整理をしたことがあったかと思いますが、なまここぎ網漁業の許可を受けている方が佐伯沿岸で操業をされていて、その佐伯沿岸に漁業権を持っている組合の中で、（なまここぎ網の）地先での操業が目余るということがあって、なまここぎ網漁業の許可のほうに自己の所属組合以外の漁業権区域内で操業するときは同意を取って、という制度の整理がされたということがありました。漁業権の対象種であることと、許可を受けてその漁業権対象種を獲るということについて、そういう整理のし方を、県としてしたのだろうと認識しています。同様に、漁業権区域内で漁業権魚種を、たとえ許可を受けていても獲るのならば漁業権者の同意を得てもらいたいという整理をさせていただきました。

山田委員 先行して許可を受けている方が30何人かおられるので、その先取特権というか、後でそれを規制するというのが、同意を取りなさいということが本当に言えるのかどうか、そこが今回の案件で一番難しいところだと思うのですが。

福地参事 同意を取りなさいというのは、許可をつくった一番最初のときから条件で付けていますので、今般漁業権の設定要望があったから同意を必要にしますということではありません。

松下委員 今の同意の話は、事実上の話ということではないのですか。それを強制まで発展させてしまうと、委員が言われているように、先行して許可があるのに後付けで条件を付けるのはおかしいのではないかという話をされていて、そこで今言われてい

る同意というのは、いわゆる一般的な行政指導的な事実上の促しであって、漁協の中で円滑に調整するために事実上されているという位置づけではないのですか。それを強制までしてしまうと、明らかにおかしいのではないですか。同意を、付款というか、許可を得た人が活動するための条件にまでしてしまうと、おかしくなってしまうのではないですか。

福地参事 漁業権によって、あわびやなまこについて地元の漁協と所属する組合員に、他に優先して排他的に採捕する権利が設定されていますので、許可を受けて、その組合員ではない方、漁業権を持たない方がその中で漁業権対象種を獲るときには、地元の同意をもらって、了解を得てやってくださいということを許可の条件として付している例はあります。このあわび漁業の許可、なまこ漁業の許可も、そのような整理をさせてもらっています。

山田委員 今回の漁場計画要望の増えている数が、西部水産第二課管内で14件、東部水産課管内で11件、ここは基本的にあわびの漁業権はなかったもので、同意を取る必要はなかったのだらうと思います。そこで操業していた許可を持っている方達は、ある意味では同意を得なければ操業できないという話が今回出てくると思います。そのことを言っているのです。例えば前からあわび漁業の漁業権があって、そこで同意を取らずにやっていたのに同意を取りなさいというのならわかるのですが、そうでなくて新規に漁場計画要望書を出して免許を受けようとしている組合がこれだけの数あるということは、そんなこと許可をもらったときはなかったのにという話が出てくるのではないかということが危惧されるのですが、そこはある程度整理しておかないと。実際要望が出ているので、どういうふうな整理をされていくのかわかりませんが、やっぱり相変わらず難しい問題だとは思いますが。もう少し、どういう整理をするか考えた方がいいと思います。

松下委員 許可を得るためには、同意を取らないとだめだという条件があるのですか。

福地参事 許可を得るためにではなく、許可は同意書がついてなくても出るのですが、許可を受けて他所の漁業権区域に入って操業しようというのであれば、同意を取ってやってくださいということです。許可をする・しないの条件ではありません。

松下委員 ここでは資料3-3の免許の話がされているんですよね。最終的にこの免許を与えるために同意を取らなければならないという話なんですか。

福地参事 漁業権の切替えよりも先行して、特定水産動植物という制度が始まってしまったので、それに伴ってあわび漁業の許可を県がつくったという経緯があります。許可の方が先だったということにはなるのですが。これまであわび漁業権があって、ずっとそれで獲れていたところは良かったのですが、あわびはいるけど滅多に獲れないので漁業権は設定されていなかった、ただ特定水産動物に指定されたことで漁業権がなければあわびを獲れなくなってしまったという経緯があったので、今般漁場

計画を立てるにあたり、多くの漁協からあわびを入れてほしいと要望をいただきました。その要望の取り扱いを検討するため、これまでもずっと獲っている人がいたということを確認させていただきました。そしてこの素案につき意見募集を行うにあたり、「意見募集をやるので、あわびとなまこの許可を持っていて離れた海域で操業している人は、意見があったら言ってください」というアナウンスもしたうえで、この意見3件をいただきました。うち2件があわび許可を受けている方だったので、その操業場所を県のほうで調査し、関係漁業とそれぞれ協議をしました。今回あわびの要望があった場所で、前々から漁業権がないからあわびを獲っていた人がおり、その人に今までどおり操業させてあげることにはできませんかという話をしたところ、それで調整が取れて免許になるのであれば同意を出しましょうということで、調整が整ったと判断し、今回あわびの漁場計画を立てたということです。ですので、審査基準のようなものとして同意をしなければという話ではなく、あくまでこれまで操業できていた人ができなくなるということと、あわびを免許にすることとを、どう調整を図るかという相談の中で、同意という形をとったということです。

川下委員 許可と組合の同意というレベルが、同じレベルじゃないんじゃないですか。そこを無理やり同じレベルに合わそうとするから矛盾が生じているのではないのでしょうか。じっくり聞いていると、そのあたりがちょっと理解がしがたいところが出てきます。

松下委員 ちょっと議論が交差していて、同意の位置づけを図示でもしてくれないとわかりません。審査基準ではないのはわかったんですが、もともと山田委員の意見というのは、許可を与えられている人が後付けで同意を求められるというのはおかしいんじゃないかということで、素朴にそういうものだと私も思うのですが、その指摘というのは的外れなんですか。それはそうですよねというのであれば、委員が言われているとおり、基本的には法治主義からするとおかしいですよねという話になります。同意が、任意を超えて強制までしてしまうと、そもそも許可という制度がなんだったのかというような話になります。議論されている位置づけの同意が、どこの同意なのかというのが、図示でもしてくれないとはっきり認識できないというのが私の今の認知の状況です。

木村課長 今日、これだけのペーパーで皆さんにご理解いただくのは少し難しいかと思っています。ですので、次の委員会の際にわかりやすい資料と、県のほうで想定されるトラブルは防止すべくこれまで調整してきたこともありますので、その辺をわかりやすい資料を作って次回委員会の際に説明するというご要望をお願いしたいと思います。今日は、このパブリックコメントへの意見に対してどう返していくのかという協議ですので、その点に絞っていただいて、他は宿題ということにさせてく

ださい。

議 長 そういうことでよろしいでしょうか。

山田委員 ただ、次回というと、もう公聴会の話になるでしょう。今の続きのような話を公聴会の席で、あるいは次の漁場計画案の結審の話のときにできるのかと思うのですが。当然傍聴者もおられますし。

議 長 今日、この場ではどうにもならないでしょう。

山田委員 委員会前でもいいですが、法務担当と相談していただいて、それを含めての整理を県のほうでされたほうが良いだろうと思います。私がお話したことと松下委員さんがお話しされたことも含めて、方向性を決められたほうが良いんじゃないかと思っています。

議 長 それでは、県におかれては、本日の意見を参考に進めていただくようお願いいたします。

議 長 それでは報告事項に移ります。令和5年度の各連合海区業調整委員会の入漁協定等について、事務局から報告してください。

福地次長 （資料4-1、4-2及び4-3により、令和5年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について説明した。）

議 長 それではその他に移りますが、まず、三原市漁協さんからマダコの件でお話があるそうなので、お願いします。

濱松委員 マダコの件について、この場で発言したいと思いお願いしたのですが、最近非常に関心が高くなって、瀬戸内海の11県のうち10県ほどがマダコに対しての漁業活動の実態調査を、漁協から資料をもらってやっています。そこで今日、県にお願いしたいのは、（委員持込の配布資料により）他県ではマダコ釣りの実態調査関連経費として、23年度当初予算に相当額をつけてくれているのです。広島県では、去年私どもが3回啓発活動に行ったときに、その活動の内容として、三原市漁協、芸南漁協等の団体が協力してチラシに名称を掲載してくれたのですが、肝心の広島県の水産課そのものは、要するに拒否ですよ。我々、一番頼るところは水産課だろうと思う。ところが、漁師が困っているのに、啓発活動のチラシ一枚に名前が載せられないという。このような他県の情報を見ると、私は一所懸命やっても涙が出るくらい辛いです。できれば、漁業者が困ったら今日の会議でもあったように、いろいろ骨を折ってくれるのが我々の水産課というところだと思う。県や漁連を親くらいの気持ちで漁協はいますので、今後とも困っていたら助けていただきたい。長々と理屈を言っても、さっとはいかないのでしょうか、よろしくお願いします。

議 長 今、濱松委員からあのようなご意見があったわけですが、委員の皆さんも、いろいろな方がここにおられるのですが、どうしたら良いとか、委員の皆様のご意見か何か、良い話があったら発言していただければ濱松委員も喜ばれると思いますので、

よろしく申し上げます。

山田委員 この前、去年の夏か秋にマダコの採捕に関して、県が名前を載せたチラシを作って配られました。そのときは何も言わなかったのですが、委員会の中での整理は何もなかったわけです。本来だったら当然委員も県も含めて、規制をどのようにかけていくか、あるいは資源保護をどうするんだというところを話をする場を作らないといけなかった。それを急に、チラシを作ってこういう規制をしますというかたちで出されたから、あれでは後の対応ができなくなるんです。特に、チラシの中に地図があって、その地図に線が引かれていて、その線が規制線になっていると、誰がやって良いか悪いかを決めたのかという話になります。単純に個人の職員、個人の組合長或いは三原市だけで整理できる話じゃないので、その段階から例えばこういった漁具漁法は規制していきませんかということを、この場で整理していかなくてははいけません。良い意見が出てまとまるんだったら、それを委員会指示として皆さんにお知らせすればよかったんだろうと思います。それをなしに、県の名前も入れてチラシを配られてしまったので、後の続きができなくなってしまったんです。今から委員会指示を出すという段取りの中で、じゃあいつ頃、委員会指示に向けて考えていきましょう、資源のことも当然、規制のことも、線を入れるか入れないかもありますけど、そういったことを少しずつやっていって、2年先、3年先でこういった委員会指示を出すことを検討しませんか、ということをする必要があった。

濱松委員 急な思い付きでやったものではないんです。2年くらい前からこの話は出してきた、この場にテンヤまで持って来て、こういうものが飛んできて困るとお話ししました。それでもなお動きがないので、県の小川主査が協力してくれた。私はあれ以上の厳しい文句を考えていたけど、このたびは同じチラシを配るならお願いで回ろうと、こういう道具で釣るのはやめてくださいというお願いのチラシを作ったのです。委員が言われるようにこの区域はダメとかこの区域は遠慮してくれというような強気の言葉は一切使っていない。こういう道具で釣るのはやめてくださいよというお願いをしたたけなんです。

山田委員 最初は道具だけ、それともう一つはタコの重さ、それを今後こういうふうに県全域でやっていきませんかという話から入って、何段階目かで、例えば三原市漁協の地先はタコの増殖を一所懸命やっているの、ある程度遊漁者の方は遠慮してもらえませんか、線引きも含めて整理していくのが一番良いと思います。今からでもできるんだろうと思いますけど、あのチラシが出てあの地図があったばかりに、すぐには委員会指示を考えましょうという話にならないと思います。今から段階を踏んで、例えば来年になったらこのくらいのことを委員会指示で考えませんかというように、だんだん内容を深くしていったら良いのではないかと思います。

川岡委員 区域を決めて、ここからここまで釣っちゃいかんというわけにはいかないのです

か。

山田委員 それは当然のことです。漁業者の間の整理、遊漁者の間の整理がないと、今の漁具漁法の話も含めて、すぐにぱっとこれはダメですよという話ではなく、今後こういうものはやめにしませんかという話からやっていかないと、いきなり大きな制限を出したら、それは皆混乱します。

濱松委員 混乱はするかもしれないけど、我々現場としては、やっぱり隣県が規制をしたら、規制のない三原のほうへ行こうと増えるばかりです。もう、切羽詰まって仕方がない状態になって、私は言っているんです。やるのなら早いこと、山田委員が言うように県が動いてくれるのなら、私らも指をくわえてじっとはしていません。

山田委員 委員会を使うのなら、そのような段取りで考えないと、今からは難しいだろうと思います。

海野委員 濱松委員がおっしゃるように、タコは遊漁の問題が大きいのですが、前に川岡委員が言われたタチウオだとか、そういったものはすごく遊漁とぶつかっている。私も将来的には何らかの線引きが必要と考えていますが、山田委員が言われるように、急にというのは難しいので、やはり実態をちゃんと把握して、このくらい負荷をかけているよということをお願いするというのが良いんじゃないかと思います。何か規制をかけるにしても、何もデータがないんですよ、どのくらい採っているとか。確かに、タチウオなどは相当採っているというのは明白なんですけれど、どのくらい負荷がかかっているといっても、そんなの関係ないよと言われてたら逃げる事ができるんですね。だから何か、予算を確保して、ちょっとでも遊漁者に納得してもらえるような、こんなに採ってるよというデータを基に考えないといけないのではないかという気がします。

山田委員 今回のチラシに関わった方は、委員では恐らく濱松委員だけ、水産課はうがった言い方ですが小川主査だけではないかと思います。それじゃいけないんです。委員会は当然事務局も含めて、水産課は本庁も地方機関も含めてやっていかななくては行けないと思います。

川岡委員 それなら、うちも遊漁船ではすごく困っているので、海区委員会で協議したらどうでしょうか。皆困っているんですから、三原のタコだけではありません。

山田委員 そうしたら、いい知恵も出るのではないのでしょうか。

箱崎委員 昔みたいなタコテンヤで釣るならいいのですが、今はしゃくりみたいなのですでしょう。網には掛かる、たこつぼにも掛かるので、怪我の元になるし、小さいものなんでもかんでも釣れるので、あれじゃ魚もいないようになる。

川岡委員 今すぐ結果は出ないんですから、またゆっくり皆で議論していきましょう。

議長 まあ、いろいろ考えてみましょう。やるなというわけじゃない、いい方法で、昔の漁法でやってくださいとか、そういうことを考えてみましょう。

濱松委員　　すぐにでも答えをくれと言っているわけではありません。今言われたように、昔の道具を使ってやってくれとか、こういう話をみんなが外でしてくれるようになっただけで効果はあるのです。うちは関係ないという気持ちだったら、一人が力んで言うだけになってしまう。

議　　長　　やはり、漁船漁業のところは皆、思いは一緒でしょう。うちも結構問題を抱えているけど、一緒だと思います。

川岡委員　　ゆっくり議論しましょう。

議　　長　　まだご意見がありますか、よろしいでしょうか。

福地次長　　高田委員から、大崎上島町長職を今限りで退かれるご意向で、併せて一切の公職から退かれるということでございます。委員会へも、本日が最後のご出席になられるとのことですので、一言、ご挨拶をいただければと思います。

高田委員　　ご紹介いただきましたように、今期をもって町長を退くことになりました。22日と29日に公聴会があるとのことですが、公務の都合により出席ができなくなりました。皆様とお会いするのも今日が最後になろうかと思えます。委員在職中は皆様のご指導を得て、あまり役に立たなかったかと思えますが、務めることができました。ありがとうございました。

議　　長　　高田委員さん、ありがとうございました。他にないようでしたら、これを持ちまして第486回広島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な審議をしていただきありがとうございました。

上記のとおり議事の内容を明確にするため、署名捺印する。

(14時51分閉会)